



マイナンバー（社会保障・税番号）制度がはじまります！

Q1. マイナンバーって何ですか？どういうものに利用されるものなのですか？

マイナンバーは、国民一人ひとりに 12 桁の個人番号を付し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるためのもので、社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用されることになります。外国籍の方でも日本に住民票がある人は対象になります。

- 効果**
- ◆より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公正化が図られる。
 - ◆社会保障や税にかかる各種行政事務の効率化が図られる。（証明書等の省略化による利便性の向上） 等

税

税務署等に提出する書類への記載

社会保障

年金・医療保険・生活保護・児童手当等

災害対策

防災・災害対策に関する役所関係の事務

法人には「法人番号」

法人には 13 桁の『法人番号』が付番され、登記上の本店所在地書面で通知されます。法人番号は、名称・所在地とともにインターネットを通じて公表されます。

マイナンバーの通知

平成 27 年 10 月以降、住民登録をしている市区町村から氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が記載された「**通知カード**」が届きます。これには「**個人番号カード**」の申請書が同封されています。

	材質	顔写真	発行時期	その他
通知カード	紙	なし	平成 27 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の全住民へ郵送 これだけでは本人確認ができません。
個人番号カード	プラスチック	あり	平成 28 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村へ申請が必要（通知カード返納） これだけで本人確認ができます。

Q2. 制度が開始されることによって会社は何をしなければならないのですか？

会社は、源泉徴収票作成事務等マイナンバーを利用する事務を行うために従業員からマイナンバーを取得しますが、**取得・利用・保管・安全管理**等に十分気を付けなければなりません。

- マイナンバーの取得の際に従業員へ利用目的を特定して通知又は公表する。**
 利用目的の特定の例 ⇒ 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
 通知又は公表の方法の例 ⇒ 社員へのメール等での通知、社内掲示板への掲示、インターネットで公表
- マイナンバー取得時の本人確認は厳格に！**
 個人番号カードであれば 1 枚でよい。通知カードの場合は運転免許証やパスポートなどで身元確認。（既に運転免許証などにより本人確認が取れている場合は、改めて本人確認は不要）
- マイナンバーを含む個人情報情報を漏洩・紛失しないための安全管理措置**
 - ・マイナンバーを取り扱う担当者を明確にし、担当者以外は取り扱えないようにする。
 - ・帳簿等で管理する際はカギ付棚に保管、データで管理する際はアクセスパスワードを設定する。

■マイナンバー及びマイナンバーを含む個人情報の保管・廃棄

- ・マイナンバーを利用する事務を処理する必要がある場合に限り保管し続けることができる。
- ・作成事務を処理する必要がなくなった場合、保存期間を経過した場合 ⇒ **速やかに廃棄・処分**

(例) 法令により義務付けられた保存期間 ⇒ 雇用保険の被保険者関係書類 4年
給与所得者の扶養控除等申告書 7年

- マイナンバー法では個人情報保護法よりも厳しい保護措置を求めています。万が一、マイナンバーを含む個人情報が漏洩してしまった場合、民事上の責任はもとより企業としての信頼低下を招く恐れがあります。企業から業務を委託されている社会保険労務士や税理士は、より厳格な管理体制を求められることとなります。

《 筆者：古谷野 》

お知らせ

会計検査院の調査がありました。

先日、社会保険に加入している事業所を対象とした会計検査院の調査がありました。社会保険に適正に加入しているか、届け出ている賃金に誤りがないかなどを調査するものです。誤りがあった場合は遡及して是正を求められることとなります。特に、パートタイム労働者で要件を満たしている方の加入の有無について確認しておく必要があります。

自然との共生



5月10日「那須」は強風でロープウェイが運休、「殺生石」から「牛ヶ首」に通じる登山道を歩いてきました。茶臼岳を目前にし、ミネザクラが満開でした。雪渓もあり、強風で大変な日でした。



5月連休に「鳴虫山(日光)」をゆっくり歩きました。レンゲ、ツツジ、ヤシオなどとてもきれいで、すがすがしい気分でした。



わたしのひとこと

今年、北陸新幹線の賑わいの他に、本県の日光が今、人気の的となっています。下野新聞に掲載されている「聖地日光・家康公400年祭」の年に当たるからです。新聞の記事を拝読し、自分の勉強不足と無知さを思い知らされました。先日の4月27日付の「雷鳴抄」欄によれば、「社参」とは徳川家康を祀った日光東照宮を、歴代将軍が参拝したことであり、それも単なるお参りではなく、権威を知らしめるための国家的イベントであったということ、12代将軍である家慶の天保の社参は80万人の動員でその様は「行列の先頭が日光山に着いても最後尾は江戸城にいる」という豪華さであったというからびっくり。そうしたら、歴代すべての将軍がこれを行えるわけではないと想像がつかます。

4月23日の「しもつけ21フォーラム」の月例会で東京学芸大教授の大石先生の話に耳を傾けたのですが、もう一度歴史を学び、深い知識を得て日光東照宮を参拝すべきだと反省した限りでとても恥ずかしい……。

鍋島勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.n-roumu.co.jp>

E-mail: nabeshima@n-roumu.co.jp

